

## 休日等診療体制確保支援事業協力金交付要綱

### 第1 趣旨

知事は、新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行に備え、発熱患者等が適切に診療を受けられる体制を確保し、もって二次、三次救急医療体制の維持を図るため、休日等診療体制確保支援事業を行う協力医療機関に対し、予算の範囲内において協力金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及びこの要綱の定めるところによる。

### 第2 定義

- (1) この要綱において「休日等診療体制確保支援事業」とは、静岡県の発熱等診療医療機関の指定を受けている医療機関が、市町が策定し知事が認めた計画に基づき、知事が別に定める期間中の平日（午後6時以降に限る。）、土曜日（正午以降に限る。）、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）の全て若しくは一部の日において、発熱患者等を対象に1日以上かつ1日あたり3時間以上（ただし、平日は2時間以上）の外来診療を行うことをいう。
- (2) この要綱において「発熱患者等」とは、新型コロナウイルス感染症及び季節性インフルエンザ等による発熱等の体調不良等により受診を希望する患者をいう。
- (3) この要綱において「協力医療機関」とは、休日等診療体制確保支援事業を行う診療所及び病院をいう。
- (4) この要綱において「行政機関等」とは、国、県及び市町をいう。

### 第3 協力金の金額等

協力金の額は、一の協力医療機関につき、下表による区分に応じた1日当たりの協力金の金額の合計額とする。ただし、行政機関等からの委託を受けて実施する休日診療日を除くものとする。

区分	協力金の金額
休日等診療体制確保事業を2時間以上3時間未満行った場合（平日午後6時以降に限り適用）	1日当たり 100,000 円
休日等診療体制確保事業を3時間以上4時間未満行った場合	1日当たり 150,000 円
休日等診療体制確保事業を4時間以上5時間未満行った場合	1日当たり 200,000 円
休日等診療体制確保事業を5時間以上6時間未満行った場合	1日当たり 250,000 円
休日等診療体制確保事業を6時間以上行った場合	1日当たり 300,000 円

#### 第4 交付の申請、実績報告及び請求

- (1) 提出書類 各1部
  - ア 交付申請書兼実績報告書（様式第1号）
  - イ 事業実績書（様式第2号）
  - ウ 請求書（様式第3号）
  - エ その他知事が必要と認める書類
- (2) 対象期間及び提出期限  
別に定める

#### 第5 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 協力医療機関は、休日等診療体制確保支援事業を行う診療時間等について、あらかじめ知事に届け出るとともに、行政機関等がインターネット等でこれを公表すること及び行政機関等の職員等（行政機関等から相談窓口業務を請け負った事業者の従事者を含む。）が発熱患者等に情報提供することに同意し、原則として受付を行った当日に発熱患者等の外来診療を行うこと。
- (2) 知事は、協力金の交付決定後、協力金の趣旨に該当しない事実や不正等を確認した場合には、協力金の交付決定を取り消し、協力金の全部又は一部を返還させることができること。
- (3) 知事は、協力金交付事務の円滑かつ確実な実行を図るため、協力金の交付申請者に対し、検査、報告等を求めることがあること。

#### 附 則

この要綱は、令和4年11月24日から施行する。

#### 附 則

この改正は、令和4年12月6日から施行し、令和4年度分の協力金から適用する。